

介護福祉士のスキルアップに向けた教育的アプローチ

ー養成教育課程におけるケアマネジャー資格の捉え方ー

大久保 功

An educational approach to improving the skills of care workers
-How to understand care manager qualification in the training curriculum-

Isao OHKUBO

はじめに

2021 年度の介護職員数の集計では、約 214 万 9 千人の従事者数である。厚生労働省が 2021 年 7 月に発表した『第 8 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について』によると、介護サービス見込み量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数では、2023 年度には約 233 万人、2025 年度には約 243 万人、2040 年度には約 280 万人が必要と予測している。

一方で 2021 年度の介護保険サービス受給者数は、約 589 万人（居宅サービス約 405 万人、地域密着型サービス約 89 万人、施設サービス約 96 万人）となっている。加えて、ケアプランを作成する介護支援専門員（以下ケアマネジャーとする）の従事者数は、2020 年 10 月現在で約 18 万 8 千人である。サービス受給者数からケアマネジャーの従事者数を除した概算からすると、一人のケアマネジャーの担当件数は約 35 名分となり、ほぼ余力のない数値となっている。介護従事者の不足はケアマネジャーの不足にも直結しており、同時進行で考えるべき課題である。ケアマネジャーとなるための基礎資格の中で、最も多いのが介護福祉士である。とりわけ介護の専門職であると同時に将来のケアマネジャー候補として有力な有資格者といえる。

介護福祉士は介護サービスにおいて主体的に専門技術を提供し、介護従事者のリーダー的な役割を担うが、実務経験を積んだ後に介護を熟知したケアマネジャーとなることへの期待度も高い。本研究では介護福祉士養成教育、介護人材不足の解消、介護福祉士のスキルアップの視点から養成教育の内容検証と先行教育の考察を試み、介護実践の経験値と専門性を有するケアマネジャー養成への将来展望について追究していく。

1. 研究の目的

介護福祉士養成教育におけるケアマネジャーの専門性や機能に関する教育内容を整理し、現状ではどの程度の項目が反映されているかを検証する。その上で、介護福祉士の養成課程において、ケアマネジャーと介護福祉士の連携のあり方を比較検討しながら、双方の専門性と業務理解を図ることの意義について考察する。

2. 研究方法と倫理的配慮

本研究は介護福祉士養成教育ならびにケアマネジャーの資格、業務、役割についての内容を概括したうえで、双方の専門教育における相乗効果を考察する文献研究である。従って、個人等の情報が特定される表記は一切ないものとして論述する。

3. 求められる介護福祉士像と養成教育

社会保障審議会福祉部会が 2017（平成 29）年に公表している新たな「求められる介護福祉士像」によると、介護過程の展開力、本人や家族の力を引き出す支援、多職種との連携、介護職の中核を担うチームマネジメントの役割などが拡充項目となっている。その内容については、表 1 において改めて見定めたい。

表 1 新たな求められる介護福祉士像（2017 年 10 月）

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる

5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種連携によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

+

高い倫理性の保持

出典：社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会『介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて』（平成 29 年 10 月 4 日）をもとに筆者作成

表 1 に示された項目に即し、介護福祉士養成課程における教育内容の見直しが図られた。2019 年度より順次導入されている、養成教育カリキュラムの見直しの内容については、表 2 の通りである。

表 2 介護福祉士養成課程の教育内容の見直しの観点

1. チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
『人間関係とコミュニケーション』の教育に含むべき事項に「チームマネジメント」を追加し、充当時間を 30 時間から 60 時間に変更した。
2. 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
『社会の理解』の教育に含むべき事項に「地域共生社会」を追加した。 「介護実習」の教育に含むべき事項に「地域における社会支援の実践」を追加した。
3. 介護過程の実践力の向上
領域『介護』の目的に「各領域の学びの実践と統合」を追加。 『介護総合演習』と『介護実習』に、新たに教育に含むべき事項を追加し、『介護総合演習』には「知識と技術の統合」「介護実践の科学的探究」、『介護実習』には「介護過程の実践的展開」「多職種協働の実践」「地域における生活支援の実践」を加える。
4. 認知症ケアの実践力の向上
『認知症の理解』の教育に含むべき事項に「認知症の心理的側面の理解」、認知症に伴う生活への影響のみに限らない、「認知症ケアの理解」を追加した。

5. 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

『介護実習』に「多職種協働の実践」を追加し、介護職種としての役割を理解するとともに、「サービス担当者会議」や「ケースカンファレンス」等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。

『こころとからだのしくみ』の教育に含むべき事項を「人体の構造や機能を理解するための基礎的な知識」と「生活支援の場面に応じた心身への影響」に大別した。

『発達と老化の理解』の教育に含むべき事項の「人間の成長と発達」の項目に「ライフサイクルの各期の基礎的な理解」を追記した。

出典：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室『介護福祉教育の方向性と展望』（令和 3 年 11 月 17 日）をもとに筆者作成

表 1 の内容では、専門職としての自律的な介護過程を展開できることや、関連職種への基本的な理解の必要性が提起され、介護実践に加え、アセスメントやプランニングの能力や多職種連携に即したマネジメント能力が求められている。それらを考慮した表 2 の見直しの観点では、地域共生社会の理解、多職種連携の強化とチームマネジメント力の養成、認知症や心身機能の変化への理解や実践力の向上などを意図としている。

このことは、多職種連携の協働職種となるケアマネジャーの機能や役割とも共通していることであり、双方の相互理解はさらに重要なものとなる。

4. ケアマネジャーに求められる機能と役割

ケアマネジャーには利用者の尊厳保持及び自立支援に資するケアマネジメントを遂行できる能力が求められている。介護支援専門員実務研修の内容に示されている、公正中立なケアマネジメントを実現するためのケアマネジャーに求められる機能と役割については、表 3 に示す通りである。

表 3 ケアマネジャーに求められる機能と役割

【プランニング機能】
利用者の精神および身体的な状態、家族や支援者との関係性、利用者の要望や価値観などを十分にアセスメントする。その結果に基づき、適切な介護サービス計画を作成する。
【マネジメント機能】
介護サービスの実施状況と保険給付の管理を担い、適切な介護サービスが、総合的かつ効率的、効果的に提供されるためのマネジメントを行う。

【調整機能】 保険、医療、福祉分野などの専門職との連携を図る。それを基にした社会資源の活用などにより、利用者への支援を総合的に行うためのコーディネーターとしての機能を果たす。	「サービス担当学会議は、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを立案するときやモニタリングをするときに開催されることが多く、サービスにかかわっているさまざまな職種が出席し、そのメンバーの 1 人に介護福祉職も含まれます。」
【相談機能】 利用者や家族からの相談を受け、悩みや葛藤を誠実に受けとめる。その内容を冷静かつ中立的な立場で考慮し、利用者が持つ問題解決能力を発揮できるように支援する。	2. 社会の理解 「介護支援専門員が行うケアマネジメントは介護保険制度によって新たに導入されたものであり、介護保険制度にもとづいたサービスを提供するうえで重要な役割を果たしています。」 「国家資格を持ち業務に従事した期間や介護老人保健施設や特定施設入居者生活介護などでの相談援助業務に従事した期間が通算して 5 年以上ある場合には、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格をえることができます。」 「2018（平成 30）年に介護支援専門員の受験資格に変更がありました。国家資格をもたない状態での介護業務の経験のみでは受験資格をえることができなくなっています。」 「介護支援専門員証の有効期間は 5 年間で、更新のためには、更新研修を受けなくてはなりません。」
【権利擁護機能】 適切なサービス受給への見守り、契約等の支援、不利益を被る状況の早期発見などを実践し、ケアマネジメントの全過程を通じて利用者の権利を擁護する。	3. 介護の基本 I 「連携については、医師その他の医療関係者だけでなく、もっと広く多職種連携が必要であることから、福祉サービスにかかわっているすべての人たちとの連携が大切であるということが法律に明記されています。」 「地域包括ケアシステムでは地域を 1 つの単位としてとらえ、介護・医療の専門職が多職種協働により支援を展開するため、すべての介護サービスは地域包括ケアの考え方にもとづいて実践されることになります。」
出典：『七訂第 2 版介護支援専門員実務研修テキスト上巻』を参考に筆者作成 ケアマネジャーは介護保険の給付管理に基づくマネジメント機能、利用者の心身状態や生活背景などを含めた総合的なアセスメント能力、利用者の悩みや訴えに対し共感的な態度で応じる相談支援機能、尊厳保持に基づく権利擁護機能などを必要とする。このことはケアマネジャーの基礎資格に位置づけられている、介護福祉士の専門性や資質においても共通する部分が多くあり、双方の親和性が十分に捉えられるものである。 5. 介護福祉士養成とケアマネジャーの結びつき 介護福祉士とケアマネジャーの双方向的な理解に基づき、介護福祉士養成教育の中でケアマネジャーの資格や業務についての学習となる部分を検証する。介護福祉士養成テキスト『最新介護福祉士養成講座（第 1 巻～第 15 巻）』（中央法規）を参考に、各科目におけるケアマネジャーの資格、機能、役割、介護福祉士との協働や連携に関連する記載を抜粋し表 4 に整理する。	4. 介護の基本 II 「介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、要介護者・要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、あるいは各種の介護予防サービスを利用できるように、市町村、サービス事業者や施設との連絡調整を行う専門職です。」 「利用者のニーズに応じてケアプランが作成され、その連絡調整役が介護支援専門員（ケアマネジャー）です。これによって医療分野と福祉分野の専門職が連携してサービスを提供することができるようになりました。」 「介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や介護保険施設において居宅サービス計画や施設サービス計画を作成し、在宅や高齢者介護施設で生活している者の相談に応じた介護サービスの利用調整や関係者間の連絡などを行います。」

表 4 介護福祉士養成テキストにみる介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する主な説明記載の内容

1. 人間の理解

「介護支援専門員や相談支援専門員には、利用者がサービスを選択・決定する権利を十分に行使することができるように支援することが求められています。」

「介護保険制度における介護支援専門員の保有資格として、もっとも高い比率を占めるのが介護福祉士です。介護福祉士の専門性をいかしながら介護支援専門員として多職種チームのリーダーをになう人も数多くいます。」

5. コミュニケーション技術 「介護福祉職内でカンファレンスを開いたり、サービス提供にたずさわる多職種が集まって会議を行ったりします。」 「介護保険制度ではサービス担当者会議の開催が義務づけられています。利用者のケア提供にかかわる各サービス担当者を介して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の立案したケアプランをもとに、介護サービス実施の方針や目標、方法などを議論して決定する会議です。」	10.介護総合演習 「計画作成担当者は、主として家族と事業所、関係施設と事業所を密接に関連づけるつなぎ役です。各事業所に 1 人ずつの配置が決められていますが、そのうち 1 人は介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格がなければなりません。」 11.こころとからだのしくみ 特段の記載なし 12.発達と老化の理解 特段の記載なし 13.認知症の理解 「かかりつけ医や、認知症疾患医療センター等の専門医療機関、地域包括支援センターや介護保険事業所等との連携体制を整えながら支援が行われていきます。」 ※地域包括ケアシステム、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の解説においてケアマネジャー（主任ケアマネジャー）の配置などを記載。 14. 障害の理解 「高齢障害者の場合、基本的には介護支援専門員（ケアマネジャー）が障害関係の計画も含めて作成することとなります。障害の状況が複雑であることが理由で、介護支援専門員単独での計画作成が困難な場合には、市町村の判断により相談支援専門員と協働で計画作成を行う、いわゆるダブルケアマネも可能となっています。」 15. 医療的ケア 特段の記載なし
6.生活支援技術Ⅰ 「介護支援専門員は、ケアプラン（居宅サービス計画または施設サービス計画）を立案します。その際に利用者の移動に関するアセスメントを行い、利用者の意向にそいながら心身の状態にあわせて移動に関連する課題を解決できるよう目標を設定します。」 「施設では、介護支援専門員が施設サービス計画を作成します。介護支援専門員は、相談員からの情報をもとに具体的な介護内容を施設サービス計画に盛り込むために、ケアカンファレンスを開きます。」	出典：『最新第 2 版介護福祉士養成講座第 1 巻～第 15 巻』の記載を引用し筆者作成
7.生活支援技術Ⅱ 「介護支援専門員は、新しい課題を解決するために各サービス事業者などと連絡・調整を行います。」 「介護福祉職は介護支援専門員が立案したケアプランにそって、個別サービス計画を作成し、計画にそって実践していきます。介護福祉職は利用者の思いや排泄状況の変化、日々の状態・暮らしの変化を介護支援専門員に報告して、利用者の QOL（Quality of Life：生活の質）を高めることを共通の目標とし、連携・協働をはかっていきます。」	介護福祉士養成教育の課程においては、主に「人間と社会」、「介護」の領域にて、介護支援専門員の資格や役割が具体的に解説されている。テキストを参照する限りでは初学者にも理解しやすい内容となっており、ケアマネジャーの基礎資格の中で介護福祉士の保有者が一番多いこと、サービス担当者会議の位置づけ、ケアマネジメントの展開などは詳説されている。当該の内容は介護福祉士国家試験問題にも直接的に反映されている項目や文言もあり、その点でも重要性を認識し、多職種連携を意識した機能と役割の理解については、概ね達成可能と見込まれる。
8. 生活支援技術Ⅲ 「介護福祉士は生活支援を行う専門職です。利用者とかかわる際には介護過程の考え方をふまえ、日々の状況を分析し、なぜ今この方法で介護をするのかを考え、実践し、評価していくことが、利用者の生活の継続につながるということを意識する必要があります。」	一方で、実践的な業務理解については、テキストの内容だけでは不十分であることを付記しなければならない。実務経験を経て介護福祉士を目指す人は、通常業務や職域などでケアマネジャーと接する機会もあり、
9.介護過程 「ケアマネジメントではケアマネジャーという専門職が、介護を必要とする人の生活上の困りごとを探り、その解決に向けてどのような種類の社会資源をどのような頻度で提供すればよいかを考え計画します。」 「たとえ社会資源が充実していたとしても、利用者のニーズに応じてサービスを調整するケアマネジャーがいなければ、利用者の多くは複雑な制度のしくみや利用方法に関する知識が十分でないために、社会資源の活用ができず、生活の継続は困難になります。」	

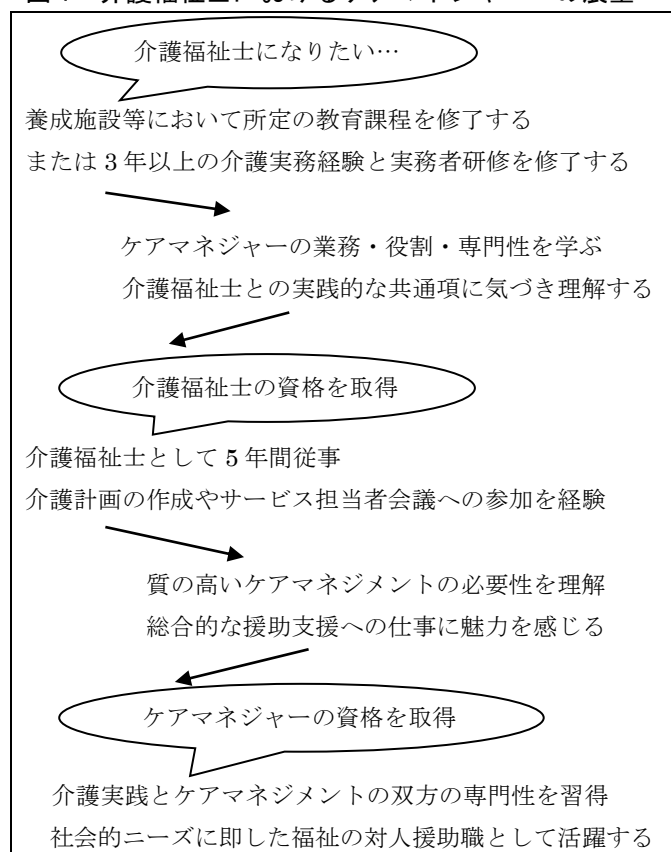
職務の理解を得ることも可能となる。しかし養成施設で学ぶ学生では、介護実習における経験等の学習効果は期待できるが、量的、質的にも十分とは言えず、教授法や教育方法の工夫などで補うことが課題ともなる。

6. 考察とまとめ

介護福祉士養成教育とケアマネジャーの機能と役割について人材確保の観点から分析した場合、介護福祉士を目指す人が資格を取得したのち、まずは実践からの専門性を高め、求められる介護福祉士像に近づくための取組が必要である。その途上で、自律的な介護過程の展開、本人のストレングスや家族等のエンパワメントを重視した支援、多職種連携によるチームケアの実践力を習得し、ケアマネジャーの機能と役割との連動性に気づく。その経験値からケアマネジャーの業務を再認識し、自らの関心や意思と意欲により、ケアマネジャーの資格取得を目指すことが理想とされる。

介護福祉士は介護とケアマネジメントの双方の実践に精通した専門職として期待され、自らもその意識を高めながら将来展望を描くことが重要である。

図1 介護福祉士におけるケアマネジャーへの展望



介護福祉士養成教育におけるケアマネジャーの資格や業務に関する理解においては、ケアマネジメントの実践力を養うと共に、将来ケアマネジャーになる可能性を秘めている人への先行教育にも繋がる。

川延（2019）は、新たな介護福祉士養成教育の実践展開として対人援助ワーカーとしての教育に言及しており「介護福祉士は医師や看護師や社会福祉士などのソーシャルワーカーや教員や保育士などと並び、利用者の生命を左右しかねない業務に従事する対人援助ワーカーである。これらの対人援助ワーカーは、自分の「人間性」をも活用しながら、相手の人間の抱える問題の解決に向かって共に努力していく。」と述べている。つまりケアマネジャーの実践への理解は、介護福祉士の対人援助技術の学びとの整合性を意味している。

ケアマネジャーの業務を具体的に学ぶ手段として、アクティブラーニングの技法を活用した授業法を展開することも、向学心を刺激する一助と考える。ケアマネジャーの専門性や業務を立体的に思考し、体験的に学ぶ方法として、表5において筆者の考えを提案する。

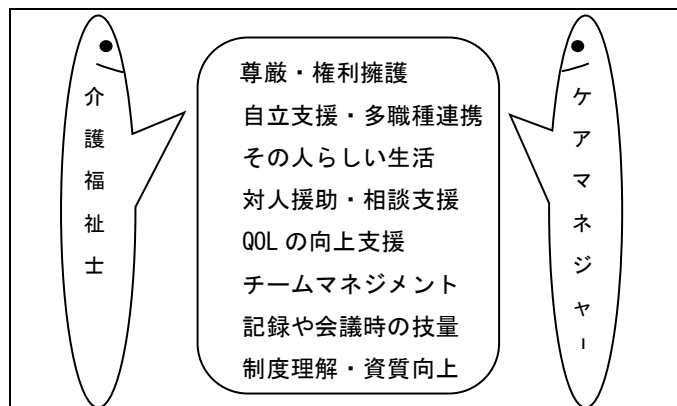
表5 ケアマネジャーの業務理解への具体的な学び

1. ケアプランの模擬作成
予めケアプランの作成手順を教授したうえで要介護者の生活状態がイメージできる画像等を活用し、グループワークにおいてケアプランを検討し作成する。実際に使われているケアプラン様式を使用し、作成演習にリアル感を持たせる。 【適用科目】「介護過程」「介護の基本」など
2. 介護保険サービスの給付額や自己負担額の算出演習
居宅介護サービスの単価表を資料として配布し、利用者の希望サービスを記した事例を基に、サービス種別、回数、時間などを様式に記載する。その後、各自で電卓等を使用して実際に費用を計算し、給付額や利用者負担額等を算出する。 【適用科目】「社会の理解」「介護の基本」「介護過程」など
3. サービス担当者会議の模擬開催
ロールプレイ（役割演技）を活用し、本人、家族、介護や医療の専門職などを配役しサービス担当者会議を実演する。円滑進行とリアリティ効果から、進行者（ケアマネジャー役）は担当教員や実践者等のアシスタント教員を充当する。 【適用科目】「介護過程」「コミュニケーション技術」など

その他、要介護認定調査の模擬演習や住宅改修におけるアセスメントと理由書の作成演習なども、動きと記述を通してケアマネジャーの実務を具体的に伝えら

れる内容と考える。また、介護福祉士とケアマネジャーの共通のキーワードを関連づけ、多職種連携の主たる協働者関係との認識を高める働きかけも必要である。

図 2 介護福祉士とケアマネジャーの共通キーワード



おわりに

介護福祉士養成教育が開始されたから 36 年が経過し、科目配置や時間数を含めて大幅な見直しが行われてきた。特に喀痰吸引等の行為に伴う「医療的ケア」の導入と、アセスメントや介護計画の立案能力を養う「介護過程」の教育内容の拡充は際立つものである。

一方でケアマネジャーの領域では開始から 23 年の間に、5 年ごとの更新時研修の導入、主任ケアマネジャーの創設、介護給付適正化計画に基づくケアプラン点検やケアマネジャーごとにケアプランをチェックできる二重指定制などが整備され、制度理解と専門性の向上に向けた継続的な指導や教育の機会を設けている。

何れも専門職としての資質向上を示唆し、対人援助技術者としての誠実な職務姿勢と社会的信頼を承継し、刻々と多様化、複雑化していく地域社会の状況に対応すべく専門技術の高度化への方策ともいえる。

介護人材の確保と専門職の養成は一体のものであり、社会的ニーズに対応し続けるためにも、恒久的に必要な教育実践となるものである。本研究では介護福祉士とケアマネジャーの双方における長期的かつ安定的な人材確保について一考し、介護福祉士がケアマネジャーの資格を有効なスキルアップのライセンスとして捉え、介護福祉サービスや介護保険制度を支える実践力を早期に構築する方策への検討を加えた。今後はアクティブラーニングの要素を含む教育的アプローチに関連した自らの授業実践等を根拠に検証し、教育的効果や理解度の分析などを行っていきたいと考える。

引用文献

- 川延宗之編 (2019)『介護教育方法の理論と実践』弘文堂. p.31
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 1 人間の理解第 2 版』中央法規. p.41、p.190、p.209
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 2 社会の理解第 2 版』中央法規. p.182、p.183
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 3 介護の基本 I 第 2 版』中央法規. p.71、p.79
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 4 介護の基本 II 第 2 版』中央法規. p.82、p.151、p.176
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 5 コミュニケーション技術第 2 版』中央法規. p.229
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 6 生活支援技術 I 第 2 版』中央法規. p.192、p.260
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 7 生活支援技術 II 第 2 版』中央法規. p.71、p.216
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 8 生活支援技術 III 第 2 版』中央法規. p.3
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 9 介護過程第 2 版』中央法規. p.44、p.145、p.146
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 10 介護総合演習第 2 版』中央法規. p.154
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 13 認知症の理解第 2 版』中央法規. p.306
- 介護福祉士養成講座編集委員会編 (2022)『最新介護福祉士養成講座 14 障害の理解第 2 版』中央法規. p.42

参考文献

- 介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会 (2021)『七訂第 2 版介護支援専門員実務研修テキスト上巻』一般社団法人長寿社会開発センター.
- 小林昭文 (2015)『アクティブラーニング入門』産業能率大学出版部.
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2017)『介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて』平成 29 年 10 月 4 日.
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2021)『介護福祉教育の方向性と展望』令和 3 年 11 月 17 日.
- 厚生労働省 増刊・第 70 巻第 10 号 (2023)『国民の福祉と介護の動向 2023/2024』厚生労働統計協会.
- 公益社団法人日本介護福祉士会 (2020)『介護福祉士養成における効果的な介護実習のあり方に関する調査研究事業報告書』.
- 西尾祐吾監修 (2014)『福祉と教育の接点』晃洋書房.